

○登録事項変更に必要な書類

必要書類		案内（注意点）
1	検査業者登録事項等変更申請書（様式第7号の4）	変更事項について記載してください（検査対象機種が増やす場合、変更後の欄に増えた後の検査機種をすべて記載してください。）。
2	登録内容が分かる書類（内容に応じて添付） ●法人化又は登記簿記載事項の変更の場合 →登記簿の写し（原本）（個人事業主間での承継は承継申請） ●登録機種が変更の場合 →変更後の検査員名簿及び検査者資格の写し（在職証明も含む） ●検査事務所が変更の場合 →変更後の検査事務所に係る書類（登録時と同じ）	検査業者登録事項等変更申請書に記載した登録内容の変更が登録基準に満たしているものか確認します。 検査事務所を追加する場合は業務規程変更のみで差し支えありません。 （ただし、検査事務所が登録基準を満たすことを確認する書類提出をお願いします。）
3	登録証	登録証の書替を行いますので変更をお願いします。
4	業務規程	登録内容の変更に基づき、業務規程の変更及び変更後の同規程の提出をお願いします。

○業務規程変更に必要な書類

必要書類		案内（注意点）
1	業務規程変更報告書（任意様式）	変更報告書の鑑文と変更箇所が分かるものの提出をお願いします。
2	変更箇所が分かる書類（記載方法は任意）	
3	変更後の業務規程	

○検査業者の承継に必要な書類

必要書類		案内（注意点）
1	検査業者届出及び登録事項等変更申請書（様式第7号の7）	事業承継を検討している場合はご相談ください。 （権利濫用でなく、承継が可能な場合は登録税を支払う必要はありません。） 申請については、事業承継が分かる書類と承継後の検査業者が登録基準を満たしているか確認できる書類が必要になります。）
2	承継計画書（検査業者としての事業を全部譲渡したことが分かる資料）	
3	承継後の検査事務所に係る書類一式 （登録申請で必要な書類3～9と同じ）	